



# 宗像の自然、歴史、街並みを美しく

## 11月1日スタート予定 市屋外広告物条例を制定

### ● 広告物も周辺景観との調和が大切

市では、景観法に基づく景観計画を平成26年7月に策定し、同10月から景観条例と併せて本格施行。市の特性を生かした良好な景観形成の実現を目指しています。

屋外広告物も、景観を構成する重要な要素の一つです。その表示や設置時は、公衆への危害の防止という安全性の確保に加え、周辺景観との調和という視点が大切です。

現在、市の屋外広告物に関する規制は、県屋外広告物条例（県条例）（右参照）に基づいて実施しています。しかし、景観計画の施行を機に、建築物や工作物と一体となった良好な屋外広告物景観の形成が求められています。

### ● 市独自の屋外広告物条例

市の場合、特に、歴史的・自然景観に恵まれた島部や、玄海地域などの景観重点区域（景観計画で定めるもの）では、屋外広告物を、その景観特性に配慮した物へと誘導していく必要があります。

これを実現するため、屋外広告物法に基づき、市独自の屋外広告物条例を制定しました（右記ポイント参照）。

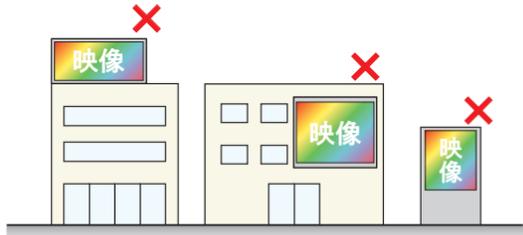
屋外広告物と共に、宗像の自然、歴史、街並みが輝く景観を守り育てていくために、みなさんの理解と協力をお願いします。

#### 【ポイント】

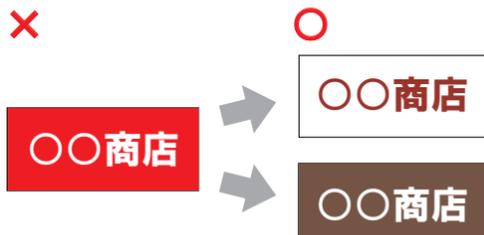
- ▽自家広告物以外の屋外広告物の表示や設置を、原則として認めない特別地域を新たに設ける
- ▽同地域内に表示・設置する屋外広告物について、市が許可するときの新たな基準（面積、高さ、色彩など）を策定

#### 【特別地域のルール（例）】

電光表示装置を用いる映像広告の表示・設置はできません



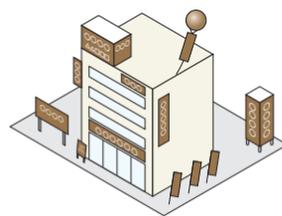
彩度の高い色彩の面積は、1面の表示面積の半分以下でしか使えません



### 現在の県屋外広告物条例について

市では現在、県屋外広告物条例に基づき、屋外広告物の規制を実施しています。自家広告物が15㎡を超える場合、市長の許可が必要です。また、非自家広告は規模の大小に関わらず、原則として、全て市長の許可が必要です。

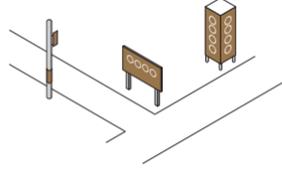
自家広告物の合計が15㎡を超える場合は許可が必要



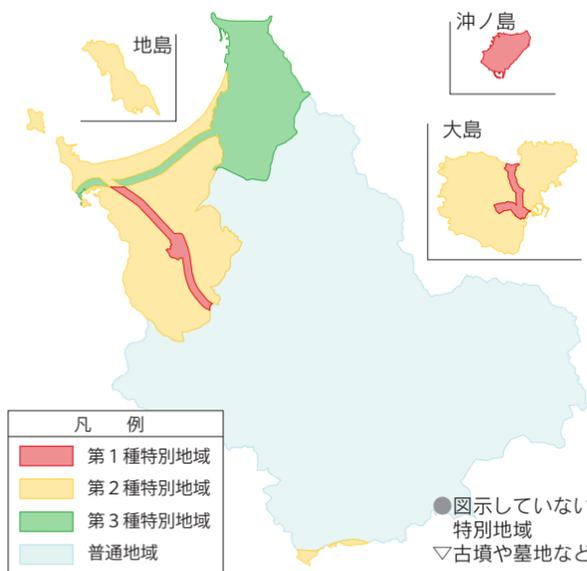
#### 【自家広告物と非自家広告物】

自家広告物とは、自己の氏名・名称・店名（商標）か自己の事業、営業の内容を表示するため自己の住所か事業所、営業所（作業場）に表示する広告物か、これの掲出物件のことです。

非自家広告は、原則として、全て許可が必要



#### 【市屋外広告物条例の規制誘導区域図】



凡 例	
■	第1種特別地域
■	第2種特別地域
■	第3種特別地域
■	普通地域

\* 詳細は市HP <http://www.city.munakata.lg.jp> → 「観光・産業・まちづくり」→「まちづくり」→「都市づくり」→「屋外広告物の許可申請」で確認か、維持管理課に問い合わせを

#### ■ 問い合わせ先

- ▽条例について＝維持管理課 ☎(36)7471
- ▽景観行政全般について＝都市計画課 ☎(36)1484

### ● 条例についてのQ & A

**Q1** 全ての屋外広告物に許可手続きが必要？

**A1** 一例として、一定面積以下の自家広告は許可手続きが不要です。具体的には、合計面積が普通地域では15㎡以内、第1種特別地域では5㎡以内、第2・第3種特別地域では10㎡以内であれば、許可手続きは不要です。ただし、面積・高さなどの基準は守る必要があります

**Q2** 普通地域のルールは、現在の県条例の基準よりも強化されるの？

**A2** 基本的には、県条例の許可地域での数値的な基準を、そのまま市条例の普通地域のルールとしています。周辺景観との調和などについては、新たに緩やかな共通基準をつくっています。また、広告旗など、これまで基準のなかった屋外広告物については、新たな基準をつくっています

**Q3** 現在県条例に基づいて市の許可を得て屋外広告物を設置しているが、11月1日以降は設置ができなくなるの？

**A3** 現在、適法に表示・設置されている屋外広告物が、市条例の新たな許可基準を満たさなくなる場合でも、その屋外広告物を変更か改造するときまでは、表示・設置が可能です（県条例で受けていた許可を継続する場合は、従来どおり更新申請が必要です）

## 秋の気配を感じつつ、ご先祖さまと「こころふれあう」ひとときを。 広告

ご先祖さまを身近に感じられる「お彼岸」。四季折々の自然に囲まれたやさしい風景が広がる「百合ヶ丘霊園」へご家族揃ってぜひご来園ください。

**「もやい和の碑 樹木永代墓」** 9月より販売開始

複数の申込者で共有する和型タイプの墓所。樹木で外柵を造った永代管理墓地。ご納骨される方を事前に登録していただき最後の方をご納骨し、13年間の永代管理を霊園が行います。期間終了後、合祀墓に改葬させていただきます。

価格 (永代使用料) + (管理料) + (13年分永代管理料) + (石工事代)

- タイプI (1人用・合祀墓埋葬) 261,760円(税込)
- タイプII (4人用) 715,360円(税込)

※イメージバースです。



万葉の里・宗像 四季の香り溢れる花と緑の公園墓地

公益財団法人 **百合ヶ丘霊園**

フリーダイヤル ☎ **0120-33-8408**

福岡県宗像市朝町238番地の6 TEL 0940-32-3331

お墓参り・ご見学の方に JR赤間駅から霊園まで無料送迎バスをご用意しております。バスの運行に関してはお気軽にお問い合わせください。

当霊園は宗教・宗派は問いません。お墓のことなら何でもお気軽にお問い合わせください。

開園時間/午前9時～午後5時30分(事務所は水曜日定休) お盆・お彼岸/閉園時間を延長いたします。

<百合ヶ丘霊園概要> ●所在地/福岡県宗像市朝町238番地の6 ●許可番号/26保衛第3626号公益財団法人百合ヶ丘霊園 ●総面積/約97,444㎡ ●墓地総面積/40,312.5㎡ ●設備/礼拝堂・管理棟・休憩所・東屋・公園・遊歩道・駐車場 ●施工/三井建設(株)